

令和5年度電気・ガス価格激変緩和対策事業のご案内

平素は、当社の事業活動につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年1月使用分（低圧：2月検針分 高圧2月使用分）より実施の電気・ガス激変緩和対策事業について、対象期間が本年12月使用分まで延長されておりましたが、このたび、令和5年度事業（新事業）が引き続き来年春まで実施されることとなりました。詳細な内容について下記のとおりご案内させていただきます。

お客様に電気をより安全に、より便利にご利用いただけるよう努めてまいりますので、これからもご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

記

令和5年度電気・ガス価格激変緩和対策事業のご内容

1. 実施期間

○2024年1月使用分（2月検針分）～5月使用分（6月検針分）

※「デフレ完全脱却のための総合経済対策」が11月2日閣議にて決定され電気・ガス価格激変緩和措置について、2024年春まで継続することが決定いたしました。具体的には、国際的な燃料価格の動向等を見極めつつ、現在の措置を2024年4月末まで講じ、同年5月は激変緩和の幅を縮小するとのことでした。

2. 支援の方法及び確認方法

○値引き支援の方法

各月の燃料費調整単価より、低圧3.5円、高圧1.8円値引き支援します。

5月使用分については激変緩和の幅を縮小（低圧1.8円、高圧0.9円）

○確認方法

今まで同様当社ホームページ（マイページ（お客様専用））よりご確認ください。

3. その他の事項

○その他内容については、今までどおり変更ありません。

○本事業に伴う、お客様による手続きは必要ありません。